

国内経済要録

◇事業債の発行条件の改訂

公社債引受協会では、最近の消化環境にかんがみ、電力債を除く一般事業債の発行条件を次のとおり改訂(8月7日決定)、8月債から実施することとした。

なお、今回の改訂は、基準条件は変えずに、47年10月格付け変更の際設けられたワイドバンド条項を、可変範囲拡大(上下0.05%以内→0.1%以内)のうえ、電力債以外の事業債に一律に適用するかたちで行われる。

事業債(10年債)の応募者利回り

(カッコ内は表面利率、発行価格)

	改訂後	改訂前
AA格債	9.289% (9.0%、98.50円)	9.191% (9.0%、99.00円)
A格債	9.338% (9.0%、98.25円)	9.240% (9.0%、98.75円)
BB格債	9.387% (9.0%、98.00円)	9.289% (9.0%、98.50円)
B格債	9.492% (9.2%、98.50円)	9.393% (9.2%、99.00円)

◇昭和49年度産米予約概算金の増額に伴う金融上の措置

大蔵省および農林省では、昭和49年度産米予約概算金の増額に伴い、これが金融引締め阻害要因になることを防ぐため、農業協同組合および信用農業協同組合連合会が貸出の適正化に一段と留意し、資金ポジションの改善に努めるよう指導方を、各都道府県知事および信用農業協同組合連合会会長あて通達した(7月1日)。

◇信用農業協同組合連合会の7～9月の貸出抑制に関する指導通達

大蔵省および農林省では、7～9月が農業関係資金の不需要期であることなどにかんがみ、全国信用農業協同組合連合会合計の7～9月の貸出金増加額(金融機関貸出金増加額を除く)を前期よりさらに抑制して、1,100億円程度にとどめるよう、各都道府県信用農業協同組合連合会会長および地方農政局農政部長あて通達した(7月8日)。

◇農業協同組合、信用農業協同組合連合会の貸出にかかる制度面からの抑制指導通達

大蔵省および農林省では、農業協同組合、信用農業協同組合連合会の一般企業に対する大口迂回融資の抑制を

さらに徹底するため、貸出制度面の是正を図る必要があると判断し、当面の措置として、①農業協同組合の准組合員資格を失っている者に対する貸出について計画的回収等を図る、②農業協同組合の金融機関保証貸出、信用農業協同組合連合会の孫会員・員外者向け貸出について1貸出先当り貸出限度額を制限する、などを内容とする指導通達を、各都道府県知事、信用農業協同組合連合会会長あて発出した(7月20日)。

◇中小建設業者に対する緊急融資措置

都市銀行、地方銀行および信託銀行では、最近における中小建設業者の経営状況にかんがみ、同業界に対して本年1月に設定した「中小企業救済特別融資枠」による緊急融資を実施することを決定した(8月下旬受付開始、10月末までに実行、総額200億円)。

◇第2四半期における財政執行の抑制

政府は、財政面からの総需要抑制策を堅持し、物価の安定に資するため、昭和49年度第1四半期における公共事業の契約率を35.6%にとどめることとしてきたが、第2四半期においても財政の執行を引き続き次のとおり抑制することを7月9日の閣議で決定した。

- (1) 一般会計、特別会計、政府関係機関等を通じ、公共事業等公共投資関係の事業について、第2四半期における契約を極力抑制することとし、これにより、第1・第2四半期を通ずる上半期の契約目標率を、昭和48年度上半期の契約目標率55.8%および同実績率54.7%を下回る54%以下にとどめる(ただし、災害復旧および積雪寒冷地関係の事業については、上記の契約目標率の枠内で、昭和48年度上半期の契約率とおおむね同程度の進捗を図る)。
- (2) 財政投融资対象事業についても、上記(1)に準じて、極力その抑制を図る(ただし、中小企業金融3機関等にかかる事業については、対象から除外する)。

昭和49年度上半期公共事業契約目標率

	予算現額	上半期契約目標率
	億円	%
一般会計・特別会計	38,450	49.0
一般会計	17,015	47.9
特別会計	21,435	49.8
政府関係機関	23,045	60.5
公団および面業団	16,304	56.1
計	77,799	53.9*

(注) * ……うち第1四半期の契約目標率35.6%(昭和48年度実績37.9%)を差し引くと第2四半期分は18.3%(同16.8%)。

(3) 地方財政についても、国と同一歩調の下に、極力その執行の抑制を図るよう要請する。

(4) なお、上記の措置を実施する際には、中小建設業者に対し、受注機会の確保に努めるなど特段の配慮を払う。

(注) 大蔵省は7月23日の閣議に、上半期の公共事業契約目標率を別表のとおり報告、了承を得た。

◇昭和49年産米政府買入れ価格の引上げ

政府は7月22日、49年産米政府買入れ価格の引上げを次のとおり決定した(価格は60kg当り)。これによる財政負担増加額は、自主流通米に対する助成措置強化を含めて、約5,600億円と見込まれている。

基本米価(うるち玄米1～4等平均)	
13,615円(前年10,301円、前年比+32.2%)	
指定銘柄奨励金	
指定銘柄米400円(前年300円)	
特別銘柄米250円(〃200円)	
臨時稲作営農補助金 400円(一般会計から支出)	

(注) 基本米価に指定銘柄奨励金および臨時稲作営農補助金を加えた実質米価は前年比+37.4%。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更等に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

(単位・年%)

	信用状つき		信用状なし	
	3か月以上	4か月以上	3か月以上	4か月以上
改訂前	14.375	14.375	14.625	14.625
7月10日以降	14.500	14.500	14.750	14.750
12日〃	14.625	14.625	14.875	14.875
17日〃	14.875	14.875	15.125	15.125
31日〃	14.750	14.750	15.000	15.000
8月1日〃	14.875	14.875	15.125	15.125